東京都心身障害者福祉センター
医師の業務について

更生相談所業務（身体障害、知的障害）

医師の専門に基づき、
身体障害又は知的障害に関する
医学判定業務を行います

※センター内、別館、支所での判定のほか、
利用者宅や病院、島しょ地区への出張判定が
必要となることもあります

常勤医師の専門科・領域

リハビリテーション科
脳神経内科、脳神経外科、整形外科、
精神科、児童精神、小児神経等

身体障害

- 身体障害者手帳診断書の審査
- 補装具支給要件の適否の判定
  補装具適合判定
- 東京都重度心身障害者手当の支給要件の適否の判定
- 更生医療の認定要件の適否の判定

など

知的障害

- 愛の手帳（療育手帳）交付要件の適否の判定
- 特別児童扶養手当の支給要件の適否の判定
- 東京都重度心身障害者手当の支給要件の適否の判定

など

治療の場以外での
障害のある方の生活面の支援に
関わることができます。

福祉制度について
理解を深めることが
できます

その他の業務

- 医学的知識を活かし、センター内で管理・指導や助言、制度整備に参画します。
  手帳制度や手当制度整備への参画、センター内の衛生管理　など
- 都の他の事業所へ兼務や公共性の高い事業所（一定の条件を満たす病院等）への兼業・兼職が可能な場合があります。

研修、学会参加など

平日の研修や学会参加も可能です。

ライフ・ワーク・バランス

病棟がなく、緊急呼び出し、当直、夜勤、休日勤務はありません。超過勤務もほとんどありません。
子どもの看護休暇や介護休暇の制度もあり、育児中、介護中の方にもおすすめです！

障害者福祉の制度について学んでみたい方
興味を持ってくださった方

ぜひお気軽に見学にお越しください！